



古河市告示第 202 号

公示送達について

地方税法第 20 条の 2 第 1 項及び古河市税条例第 18 条の規定により、次の文書番号に係る通知を次の者に対して公示送達をいたします。この場合において、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなします。

なお、送達すべき書類については、財政部収納課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付いたします。

令和 8 年 6 月 5 日

古河市長 針 谷 力



氏 名 (名 称)	文書番号
MU YAR	古収第 1927 号
以下余白	